

9月20日～26日は動物愛護週間

動物愛護週間は、命ある動物の愛護と適正な飼育について国民の関心と理解を深めるためのものです。皆さんこの機会に身近にいる動物について考えてみましょう。

犬の飼い主さんへ

愛犬の登録をしましょう

犬は、生後91日以上になったら登録が必要です。また、狂犬病の発生を防ぐため、年1回予防注射を行うことが義務付けられています。

トイレマナーをしっかりと

トイレは自宅で済ませるのがマナーですが、万が一に備え、散歩に行くときは必ずスコップや袋、水を持って、ふん尿の後始末をしましょう。

しつけをしましょう

ほえ癖やかみ癖などで周囲に迷惑を掛けないように、しっかりしつけをしましょう。



猫の飼い主さんへ

屋内飼育をしましょう

猫は飼い主の知らないところで、ふん尿などの迷惑を掛けているかもしれません。できる限り屋内飼育に努めましょう。また、飼い主の分からない猫に餌を与えることは、その地域に猫が増える原因になるので、控えましょう。

首輪と名札を忘れずに

飼い猫であることを示すために、飼い主の電話番号や名前を書いた名札を猫の首輪に付けましょう。

不妊・去勢手術をしましょう

飼えなくなって捨てられてしまう不幸な命を増やさないために、不妊・去勢手術をしましょう。

問 環境課（内線252）

ごみは燃やさないで 野焼きは禁止されています

野焼きの際に発生する臭いや煙によって「洗濯物が干せない」などの苦情が多く寄せられています。廃棄物（ごみ）を野外で燃やす「野焼き」は法律により禁止されています。

一部の例外規定はありますが、ごみは燃やさず、指定された集積所に出すか環境センターまで直接持ち込んでください。

野焼き禁止の例外規定（抜粋）

- ▷ 農林業を営む上で発生する、刈り草などの焼却
- ▷ 落ち葉たきなど日常生活における軽微な焼却
- ▷ どんど焼きなど、風俗習慣上の行事における焼却

上記の場合でも、生活環境に支障がある場合は、指導の対象となります。風向きや時間帯に注意し、近所の方に声を掛けるなどの最低限のマナーを守りましょう。また、野焼きには常に火災の危険が伴うことも忘れないでください。



問 環境課（内線252）